

光市民間活力活用型虹ヶ浜にぎわい創出事業
質問に対する回答書

令和8年1月21日更新

No.	資料項目	質問内容	回答
1	募集要項 7 交付金について	事業者を 1~3 事業者程度採用予定のことですが、市の方で募集する事業業種を指定したり、同業種事業者間の採用を絞る予定はあるのでしょうか。	幅広く、様々なアイデアや観点で提案を募集したいと考えているため、募集要項に記載の条件に合致した事業であれば、自由なご提案を受け付けております。審査についても、同業種であるからこそ相乗効果が期待できるケースもあると考えられるため、総合的に判断し採用事業者を決定する予定です。
2	募集要項 2 支援の対象となる事業	夜の営業は何時まで可能か。	現段階では明確に定めておりません。業種・業態による法律や規則があればそれが優先され、その他の部分は個別に提案を頂き、他市などの事例を踏まえながら検討する予定としております。
3	募集要項 3 事業の実施可能期間	事業実施期間の縛りはあるのか。	安定的、継続的に事業を実施していただくことが継続的な虹ヶ浜のにぎわいにつながってくると考えておりますので、基本的には 2 年以上から最大 10 年間という期間の中で、事業を実施いただきたいと考えております。

No.	資料項目	質問内容	回答
4	募集要項 8 支援対象経費	建物の常設に伴い基礎工事が必要となった場合に、松の木の根の状態等、地盤調査が必要になることが想定されますが、地盤調査費等は、交付金の支給対象となりますでしょうか。	外注や委託費については支援対象経費となっているため、そういった形式で地盤調査が行われるのであれば、支援の対象になりうると考えております。 地盤調査の結果、事業が成立しないことが明らかになった場合に採用を辞退することは可能ですが、当該経費については、交付金の支給対象外となります。
5	募集要項 12 審査	事業者採用において、市内事業者が優先されるか。	市内事業者の優先はありません。